

令和4年度 施策の概要

※ 地域活動や日常生活に関連する施策を抽出して掲載しています。

新見市

行政地区総代（代表者）へお願いする業務

① 行政の連絡調整に関すること

市報・広報誌など各世帯に配付いただく文書と、『回覧』と表示がある回覧文書がありますので、到着後は早めに配付いただきますようお願いいたします。

－令和４年度「市報にいみ」発送日－

４月号 … 令和４年４月１日（金）

５月号 … 令和４年４月２８日（木）※

６月号 … 令和４年６月１日（水）

７月号 … 令和４年７月１日（金）

８月号 … 令和４年８月１日（月）

９月号 … 令和４年９月１日（木）

１０月号…令和４年１０月３日（月）※

１１月号…令和４年１１月１日（火）

１２月号…令和４年１２月１日（木）

１月号 … 令和４年１２月２８日（水）※

２月号 … 令和５年２月１日（水）

３月号 … 令和５年３月１日（水）

※ 通常毎月１日に発送しますが、**５月号、１０月号、１月号**は発送日が異なりますのでご注意ください。

② 地区住民の福祉増進に関すること

火災予防・交通安全・防犯活動、体育行事などにご協力ください。

③ 社会福祉事業に関すること

共同募金、ボランティア活動などにご協力ください。

④ 行政地区の活性化などに関すること

その他、市からの各種照会や報告などにご協力ください。

【 目次 】

・ 市長施政方針	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1～P 8
・ 市からのお知らせ		
総務部	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 9～P 17
福祉部	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 18～P 25
産業部	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 26～P 27
建設部	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 28～P 30
教育部	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 31～P 32
消防本部	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 33～P 35

市長施政方針

令和4年度を迎えるにあたり、今後の市政推進に向けた私の所信の一端を申し述べさせていただきます、市政に対する市民の皆様のご理解と、より一層のご協力をお願い申し上げます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症は、感染確認から2年以上が経過した今も、世界中のあらゆる分野に影響をもたらし続けております。国内では、昨年10月の緊急事態宣言解除以降、ワクチン接種の進展などにより、新規感染者は低位で推移しておりましたが、新たな変異株の出現により、年始以降、感染者が驚異的な速さで増加しており、予断を許さない状況が続いております。

本市では、市民の皆様をはじめ医療関係者の皆様のご協力により、ワクチン接種率が県下トップとなるなど、着実に感染防止対策を進めることができているものと考えております。今後も、3回目となるワクチン接種の円滑な実施に努めてまいります。

新型コロナウイルス感染症により打撃を受けている地域経済に対する支援策といたしましては、中小企業者等一時支援金の給付や飲食店で使用できる割引クーポン券の配布・販売事業などを実施してまいりました。今後も感染症の影響が続くとみられることから、状況に応じた適切な支援策を講じてまいります。

さて、市長就任後初めての施政方針におきまして、市民の皆様が日々生きがいと住んでいて良かったと実感できるまち、そして、将来の世代が夢と希望を感じられるまちの実現を目指していくと申し上げましたが、日々その思いを強くする1年間でありました。この間、本市の最重要課題である人口減少に歯止めをかけるため、公約に掲げました出生祝金の拡充、高校通学費の助成、新規学卒者への定住支援金の支給など、各種施策に積極的に取り組んでまいりました。しかしながら、市が行う様々な取組が、市民の皆様には十分伝わっていきなと感じられることがあり、情報発信の重要性を再認識しております。市民の皆様と手を取り合って、まちづくりを進めていくためには、情報共有を図りながら施策を進めていくことが重要であると考えており、施策の充実はもとより、本市の魅力や取組がしっかり皆様に伝わるよう、市民の皆様をはじめとして日本全国に向けても、効果的な情報発信に努めてまいります。

各種施策を進めるうえでは、世界的な潮流となっているSDGs・カーボンニュートラル・デジタルトランスフォーメーション(DX)などを念頭に置きつつ、あらゆる施策が好循環を生み出せるよう、引き続き、発想力、決断力、実行力、そしてスピード感を持って、人口減少問題や新型コロナウイルス感染症の影響により顕在化した行政需要や課題の解決に向けて、全力で取り組んでまいります。

それでは、令和4年度の市政運営にあたって、令和11年度までの施策の目標と方向性を示した「第3次新見市総合計画」に沿って説明申し上げます。

まず、「産業・経済」についてであります。

「農業」の分野につきましては、担い手の減少と高齢化が進んでいることから、早急に新たな担い手を確保・育成していく必要があります。既存の支援策に加え、本市独自の取組として、ハウスや果樹棚などの整備費用を補助することにより、新規就農者の経済的負担を和らげ、担い手の確保につなげてまいります。また、豊永営農団地を拡張し、新規就農や規模拡大を目指す農業者を支援してまいります。

令和4年度にJA晴れの国岡山が導入予定のぶどう選果機については、近赤外光照射による鮮度保持機能を備えたものであり、ぶどうの選果場では国内初となります。市場評価のさらなる向上、ブランド力の強化につながることから、導入経費の一部を支援してまいります。

また、自然や農産物などの地域資源を活かした地域活性化を図るため、カルスト山荘長期滞在施設の一部を改修し、アグリツーリズムの推進に取り組んでまいります。

「畜産業・水産業」の分野につきましては、優良種雄牛の精液を導入し繁殖牛の能力底上げを行うとともに、本年10月に鹿児島県において開催される全国和牛能力共進会の上位入賞を目指し、千屋牛のさらなる品質及びブランド力向上を図ってまいります。

「林業」の分野につきましては、森林環境譲与税を活用して、木質バイオマス発電への未利用材の活用、皆伐後の植林の促進、高性能林業機械の導入等への支援を継続して行うことにより、林業の成長産業化を進め、引き続き「伐って、使って、植えて、育てる」の資源循環サイクルを確立する取組を進めてまいります。

「鉱業・工業」の分野につきましては、石灰産業が市内の雇用や地域経済を支えるとともに、本市を特徴づける基幹産業であり、石灰産業をはじめ、鉱工業の安定的発展を促進していく必要があります。引き続き、市内外への企業PRを行うとともに、ふるさとキャリア教育などを通して、鉱工業の魅力発信に努めてまいります。

「商業・サービス業」の分野につきましては、地域におけるキャッシュレス化を推進するとともに、市内の商店等における消費を促進する仕組みとして、JR西日本が発行するICOCAを活用した地域活性化プロジェクトに取り組んでまいります。まず市内商店等で決済できる環境を整え、市民の皆様には5,000円分の地域ポイントを付与した本市独自のICOCAカードを配布いたします。これを契機に、将来的には、市営バスや、観光施設の利用料、さらには住民票等の交付手数料についても、ICOCA決済ができるよう取り組んでまいります。あらゆる分野の支払い等にICOCAを利活用できる環境を整備し、市民の皆様の利便性を向上させるとともに、市内消費を拡大させることにより、市

内事業者が継続的に発展することのできる持続可能な地域経済の構築を図ってまいります。

「観光」の分野につきましては、本年7月から9月にかけて、JRと岡山県・県内自治体が一体となって展開する「岡山デスティネーションキャンペーン」が実施されます。本市の豊かな自然や歴史・文化、さらには千屋牛をはじめとしたA級食材などをPRする絶好の機会と捉え、近隣自治体やJRなどとこれまで以上に連携して観光誘客に取り組んでまいります。

また、観光分野における民間専門人材の登用や、ふるさと大使観光PR動画作成事業、食を通じた新見の魅力向上プロジェクト等に取り組むこととしており、ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた観光誘客を戦略的に進めてまいります。

次に、「健康・福祉」についてであります。

「健康・保健」の分野につきましては、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業により、健康寿命の延伸と医療費の適正化に取り組んでまいります。また、各地に保健師・栄養士及び健康運動指導士を派遣し、健康づくりや介護予防を推進してまいります。

「医療」の分野につきましては、市民の皆様が地域で必要な医療を受けられる環境を確保するため、看護学生奨学支援金制度や岡山大学寄付講座などをはじめ、関係団体と連携し医療従事者の確保を図るとともに、公的診療所の安定的、効率的な運営に取り組んでまいります。

「児童福祉」の分野につきましては、令和5年4月の開園に向けて、哲多町本郷地内に整備を進めております「哲多認定こども園」の建築工事に着手してまいります。

また、認定こども園・保育所での業務をデジタル化するため、保育所等ICT化推進事業として、総合業務支援システムを導入してまいります。これにより、保護者の利便性向上や保育士の業務負担軽減を図り、保育の質の向上や保育環境の充実に取り組んでまいります。

「高齢者福祉」の分野につきましては、高齢者がこれまで培ってこられた豊富な経験や知識を活かして積極的に地域活動等に参画し、地域社会を支える担い手として活躍いただけるよう、就労や社会奉仕などを行う各種団体を引き続き支援してまいります。また、地域ケア会議の充実、生活支援コーディネーターの配置などにより、地域全体で高齢者を支える体制の強化を進めてまいります。

認知症患者に関する対策としましては、認知症サポーターステップアップ講座の実施や、認知症カフェの開催支援に取り組み、認知症に対する正しい理解の普及を図るとともに、認知症の方が自分らしく安心して暮らせる地域づくりを進めてまいります。

「障がい者(児)福祉」の分野につきましては、障がいに対する正しい理解と認識を深め、

全ての市民が地域でともに支え合いながら、安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指し、ほほえみ広場にいみを拠点とした各種支援体制や、障がい者の社会参加と自立に向けた補助事業の拡充に取り組んでまいります。

「地域福祉」の分野につきましては、地域の商店が減少し、食料品や日用品などの買い物が難しくなっている市民が増えつつあり、移動販売のニーズが高まる一方、事業者が採算性の理由等から事業を縮小・撤退している状況にあります。このため、移動販売車の購入に係る費用の一部を助成することにより、事業の継続を促し、高齢者等の買い物の機会を確保してまいります。

次に「教育・文化・スポーツ」についてであります。

「就学前教育・義務教育」の分野につきましては、これまで、家庭・地域・学校が連携し、地域全体で子どもを育てるふるさとキャリア教育や、様々な障がいがある児童・生徒と障がいのない児童・生徒ができる限りともに学ぶことができるインクルーシブ教育の推進など、本市独自の取組を進めてまいりました。これらに加え、令和4年度からは新たな事業に取り組み、心と体のバランスがとれた子どもの育成を目指してまいります。

1つめに、他自治体に先駆けて進めてきたICT教育やプログラミング教育のさらなる深化、2つめに、人としての生き方や社会の規範を身につけさせることを目標に論語を教材とした心の教育、3つめに、本市児童・生徒の高い虫歯有病率の改善に向けたフッ素洗口の実施であります。

これら3つの事業をモデル校において実施し、その成果を全市へ拡大してまいりたいと考えております。

また、本市では初めてとなる施設一体型小中一貫校の設置に向けて、大佐中学校区において本格的な取組をスタートさせてまいります。

「大学・高等学校」の分野につきましては、新見公立大学の持続的な発展を目指し、教育環境のさらなる充実を図るとともに、市民が自ら学ぶ機会の提供などに努めてまいります。令和4年度に利用開始を予定されている新見駅西エリアの学生居住棟1階スペースについては、施設の有益な活用や学生と市民の交流を促進するため、管理運営する大学を支援してまいります。

また、市内の高等学校については、本年度から開始した市内高校魅力化推進事業や高等学校生徒通学費助成事業により高校の魅力向上を図るとともに、学校連携コーディネーターによる高校と小中学校、大学、地域等の連携を促進する活動を通して、市内高校への進学者の安定確保に努めてまいります。

「生涯学習」の分野につきましては、市民の学習ニーズを捉えつつ、社会課題の解決につながる学びをテーマとした市民学習講座を提供するなどの取組を進めるとともに、県の

親育ち応援学習プログラムを活用し、就学前の子どもを育てる保護者等への支援を強化し、家庭における教育力の向上を図ってまいります。

「芸術・文化・文化財」の分野につきましては、引き続き、各地域に伝承されている文化活動や文化財の保護活動を支援するほか、新たな取組として、文化財を総合的に保存・活用するための文化財保存活用地域計画の策定に取り組んでまいります。また、新見文化交流館・新見美術館を核として、様々な芸術・文化に親しむことができる機会を提供してまいります。その一環として、本市とゆかりのある日本画家・平山郁夫の系譜に連なる画家の日本画3点を購入し、新見美術館の充実を図ってまいります。

次に「安全・生活基盤」についてであります。

「防災」の分野につきましては、地域防災力の要となる自主防災組織の設立や防災士を育成するとともに、自主防災組織等の活動支援や連携強化による防災・減災の取組を引き続き進めてまいります。

また、近年多発する集中豪雨による災害の発生を予防し、被害を最小化するため、河川改修や道路防災対策に積極的に取り組むとともに、引き続き、雨水対策も着実に進めてまいります。

「消防・救急」の分野につきましては、将来に向けた持続可能な消防体制を構築するため、拠点となる消防庁舎の建て替えに向けて建物の基本設計・実施設計に着手してまいります。また、中高層建築物における消火・救助活動にも対応できる多目的消防ポンプ自動車を導入するほか、火災や自然災害等の災害発生時に迅速な情報収集活動を行うため、高性能ドローンを導入し、被害状況の早期確認や行方不明者の捜索に活用するなど消防機能の強化を図ってまいります。

「防犯・交通安全」の分野につきましては、引き続き、交通安全への意識啓発を図るとともに、特に高齢運転者のブレーキとアクセルペダルの踏み間違いを防止するため、急発進抑制装置導入に係る経費の補助を行い、踏み間違いによる交通事故防止に努めてまいります。

また、登下校中の児童・生徒の安全を確保するため、引き続き、通学路の安全点検等を通して、通学路の安全対策に努めてまいります。

「水道・下水道」の分野につきましては、令和4年度から下熊谷配水区を馬塚浄水場配水区に施設統合を行うなど、効率的で安定した事業運営に努めてまいります。また、安全でおいしい水の安定供給を行うため、引き続き、水道施設の適正管理に努めるとともに、老朽化した施設や管路の更新に取り組んでまいります。

下水道については、安定した事業運営を行うため、「新見市下水道ストックマネジメント計画」に基づく施設の維持管理を行うとともに、接続率の向上と合併処理浄化槽の普及

促進に努めてまいります。

次に「都市基盤・交通」についてであります。

「道路」の分野につきましては、道路改良を計画的に進めるとともに、橋梁・トンネル等の道路構造物については、点検・修繕等のメンテナンスサイクルを確実に実施し、将来の維持管理・更新費の抑制に努めてまいります。

「住環境・情報通信」の分野につきましては、「新見市都市計画マスタープラン」や「新見市立地適正化計画」に基づき、金谷地区土地区画整理事業の推進に加え、JR新見駅のバリアフリー化を含めた駅周辺におけるまちづくりなどの市街地再整備に向けた取組を加速させてまいります。

また、倒壊など周辺環境に影響を及ぼす恐れのある空き家については、除却を含めた対策を推進してまいります。

情報通信については、ラストワンマイル事業により整備した情報通信環境の適切な管理を行い、引き続き、快適な通信環境を維持してまいります。

昨年9月のデジタル庁発足に伴い、誰一人取り残さないデジタル社会の実現に向け、社会は大きく動き出しております。本市におきましても、デジタル技術の活用により、制度や政策を変革するDXを積極的に推進する方針のもと、業務効率化とともに、市民の皆様への利便性向上につながる施策を着実に実施してまいります。具体的には、マイナンバーカードを活用した、住民票などのコンビニ交付サービスを令和4年6月から開始するほか、市税や上下水道料金などの公共料金について、コンビニ納付やスマホ決済が行える環境の整備に取り組んでまいります。また、子育てや介護関係等の行政手続をオンライン化するなど、便利で快適な生活環境の実現につながる施策を実施してまいります。

「公共交通」の分野につきましては、地域公共交通計画の策定に取り組み、人口減少・少子高齢化が進行する中においても、地域にとって望ましい持続可能で効率的な交通ネットワークの構築を目指してまいります。また、利用が低迷する鉄道の活性化を図るため、本年度、官民で立ち上げた新見市鉄道利用促進協議会を中心として、引き続き、様々な利用促進策を講じてまいります。

次に「環境」についてであります。

地球温暖化対策として、国において2050年脱炭素社会の実現に向けた取組を進めており、本市においても、二酸化炭素排出量削減のため、住まいの脱炭素促進事業、電気自動車用急速充電器設置事業により、再生可能エネルギーの利用促進を図るとともに、バイオマス原料配合ごみ袋導入事業に取り組むなど「2050年二酸化炭素実質排出ゼロ」に向けた、中長期的な脱炭素化への取組を進めてまいります。

また、市民・事業者・行政が一体となり、環境保全に関する施策を総合的に推進するた

め、「新見市環境基本計画」を改訂してまいります。

最後に「交流・コミュニティ」についてであります。

「交流」の分野につきましては、ふるさと納税やふるさと市民証交付事業の充実を通して、本市への興味や愛着の向上を図るとともに、持続的につながる機会を提供することにより、関係人口の創出に努めてまいります。

ふるさと納税については、返礼品の充実を図るとともに、昨年11月から東京・大阪・岡山市内での広報に力を入れた結果、12月末時点の寄附金額ベースにおける対前年比は、およそ1.5倍となり、過去最高となりました。引き続き、都市部等における本市の魅力発信を積極的に行うとともに、ポータルサイトの追加や返礼品の拡充に取り組むことにより、寄附件数を増やし、まずは寄附金額1億円を目指してまいります。

「移住・定住」の分野につきましては、人口減少対策の大きな柱となる取組と考えており、移住者だけでなく市内在住者の支援も含めて積極的に取り組んでまいります。県下でもトップクラスの補助制度である空き家活用推進事業については、これまでは移住対策の観点から、市外在住者のみを対象としておりましたが、定住促進の観点から、新たに子育て世帯等の市内在住者も対象に加えることといたします。また、引き続き、新規学卒者等を対象としたふるさと定住支援金支給事業により、本市を支える若者の定住を促進するとともに、移住交流支援センターによる支援の充実や地域おこし協力隊の確保・定住の促進等にも取り組んでまいります。

「コミュニティ・NPO・ボランティア」の分野につきましては、平成30年度から新見市版地域共生社会の構築を目指し、地域運営組織の設立や活動を支援する取組を継続しております。これまでに11組織が設立され、それぞれが地域課題の解決に取り組まれているところであります。地域運営組織が活発な活動を行うためには、組織の拠点となる施設が必要であることから、地域の状況に応じた環境整備を進めてまいります。

以上、令和4年度の主要な施策につきまして説明申し上げましたが、これらの各施策の達成を通じて「第3次新見市総合計画」の将来像に掲げた「人と地域が輝き 未来につながる 源流共生のまち・にいみ」の実現を目指してまいります。

総合計画を着実に進めていくためには、達成目標の進捗状況や施策の成果を適切に評価し、PDCAサイクルを実行していく必要があると考え、本年度、新たに行政評価制度を構築し、その評価の客観性及び透明性を確保するため、新見市総合計画等外部評価委員会を開催いたしました。今後も、取組の成果をしっかりと検証しながら、また社会情勢の変化などを的確に見極めたうえで、より実効性の高い政策立案・政策推進に努めてまいります。

総合計画の目標を達成することに加え、刻々と移り変わる社会情勢や市民ニーズを的確に捉え、効果的な解決策を講じるためには、本市の組織体制についても、その変化に柔軟

に対応していく必要があります。このため、令和4年度には、人口減少対策の司令塔機能、脱炭素を中心とした環境施策、地域の実情に応じた公共交通施策、本市の基幹産業である農林畜産業施策などの充実・強化を図るとともに、効率的な行政運営を推進し、市民ニーズや多様化する行政課題に対応できる、時代に即した組織にしていきたいと思います。

こうした取組を通して、本市が抱える課題を着実に解決していくとともに、目先の課題だけでなく、10年、20年先の本市の未来を見通し、持続可能で安全・安心な魅力あるまちづくりを進めてまいります。

市民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げて、私の施政方針といたします。

市からのお知らせ

総務部

●総務課

1 自主防災組織の設立・活動支援などについて

自主防災組織は、地域で自主的に結成する防災組織です。平時には防災訓練や危険箇所の確認・点検などを行い、災害発生時などいざというときには、避難の声かけや避難支援、避難所の運営などを行います。

市では、災害に強いまちづくりを進めるため、自主防災組織の設立や防災訓練などの活動を支援しています。

自主防災組織の設立を検討されている地域には、職員が出向いて説明を行いますので、お気軽にご相談ください。

自主防災組織を設立された場合、防災訓練の実施に要した経費や防災資機材の購入費用を補助しています。補助金を活用して、お住まいの地域の実情にあわせた防災訓練を行い、地域ぐるみで災害に備えてください。

また、地域における防災活動のリーダーとなる人材を育成するため、「防災士」の資格取得に必要な経費を補助しています。ぜひ、防災士となって地域防災力の向上にご協力ください。

補助金名	対象者	対象事業	補助金額
新見市自主防災組織支援事業補助金 ※毎年度申請可能	新見市自主防災組織設置要綱に基づき設立した自主防災組織	防災訓練の実施	防災訓練の実施に要する経費の全額 ※上限額：500円×加入世帯数または20万円のいずれか低い額 ※防災資機材整備に要する経費を除く。
		防災資機材の整備	防災訓練で使用する防災資機材の購入費用の総額に5分の4を乗じた額 ※上限額：2,000円×加入世帯数または40万円のいずれか低い額
新見市防災士育成事業補助金	市内に住所を有し資格取得後に地域で防災リーダーとしての活躍が見込まれる方	防災士資格の取得	資格取得に必要な講座受講料、受験料及び登録料の全額 ※上限額：61,900円 ※消防団員（分団長以上）の方などは、試験免除などの特例があります。

問い合わせ先：総務課危機管理室（電話72-6205）

2 土と土のう袋の提供について

事前の浸水対策用として、土と土のう袋を提供します。大雨が予想される場合には、あらかじめ、各自で早めに土のうの準備と設置をお願いします。

○提供場所 下水道課（正田330-62）及び各支局

- 提供日時 平日の8時30分から17時まで
- 提供方法 受付後、土のう袋を1世帯あたり20袋までお渡ししますので、ご自身で土のうを作成してお持ち帰りください。

※土のうは各自で保管してください。

※使わなくなった土のうは各自で処分をお願いします。

※大雨が予測される場合は、休日でも提供します。その際には、告知放送や市ホームページなどでお知らせします。

問い合わせ先：総務課危機管理室（電話72-6205）

3 各種相談について

専門の相談員が様々な悩みやトラブルなどの相談に応じ、場合によっては問題解決に必要な支援なども行います。相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

なお、市では毎月、特設相談所を開設していますので、相談日時や場所などは毎月の市報「今月の相談窓口」をご覧ください。

相談員	主な相談内容	事前予約
人権擁護委員	人権に関する悩みごと	不要
行政相談委員	行政サービス・手続	不要
民生委員・児童委員	心配ごと	不要
母子・父子自立支援員	ひとり親家庭、寡婦など	不要
家庭児童相談員	子どもや家庭に関する相談	不要
交通事故相談員	交通事故	不要
消費生活専門相談員	悪質商法や消費者トラブルなど	不要
司法書士	登記など	不要
弁護士	法律問題全般	要 ※

※弁護士相談の予約先は、新見市社会福祉協議会（電話72-7306）です。

問い合わせ先：総務課総務係（電話72-6204）

4 岡山弁護士会による法律相談センターの開設について

岡山弁護士会が、法律相談センターを開設していますのでご利用ください。相談は、事前に岡山弁護士会への予約が必要で、原則有料です。

なお、市内在住の方には、年度につき1回のみ無料となる相談券（なくなり次第終了）を総務課にて交付していますので、ご利用ください。

○日時・場所

毎週月曜日13：10から16：20まで（祝日・年末年始を除く）

市役所南庁舎

○事前予約先

岡山弁護士会（電話086-234-5888）

○無料相談券（年度につき1回のみ）

総務課総務係にて交付（岡山弁護士会へ予約後に申請をしてください）

問い合わせ先：総務課総務係（電話72-6204）

●総合政策課

1 地域運営組織の設立による小規模多機能自治の推進について

地域の課題を地域で共有し、解決を図りながら活性化に取り組む「小規模多機能自治」を推進するため、取組の中心となる「地域運営組織」の設立を進めています。このため、地域と行政とのパイプ役となる「地域担当職員」を配置し、各地域での意見交換会を通じて、地域運営組織の設立に向けた機運づくりや地域の「将来計画」の策定支援などに取り組んでいます。

また、地域の将来計画の実現に向けた取組に活用できる「小規模多機能自治一括交付金」制度や、収益を得ながら課題解決を図る取組に活用できる「自立促進交付金」制度を設け、地域運営組織の活動を支援しています。

この他、地域運営組織が設立されるまでの間、「小地域ケア会議」での議論を踏まえた地域課題の解決につながる試行的な取組を行う地域団体などを支援する「協働のまちづくり交付金」制度があります。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ先：総合政策課協働推進係（電話 7 2 - 6 1 4 3）

2 地域の集会に使用する公会堂施設整備費補助金について

地域の集会所整備に対する補助金をご活用ください。なお、補助には要件がありますので、必ず事前にお問い合わせください。

○対象事業

事業費が10万円以上で、建物、安全施設（フェンス・外灯）、防犯上必要なもの及び集会所機能を果たすために必要最小限のものを整備する費用が対象で、植栽、剪定、花壇整備など外構工事は対象外となります。なお、補助金を受けた年度から5年以内は当該補助金が活用できません（上下水道接続工事、耐震診断・補強計画作成・耐震改修工事、災害復旧工事は除く）ので、ご注意ください。

※空調機器の設置については、総合政策課へご相談ください。

○補助金額

施設整備費の1/2以内（整備・施設の種類により下記金額が上限）

整備の種類	施設の種類の種類	補助上限額
新築	利用戸数100戸以上のもの	500万円
	利用戸数50戸以上のもの	400万円
	利用戸数25戸以上のもの	300万円
	利用戸数10戸以上のもの	215万円
	利用戸数10戸未満で特に市長が認めたもの	175万円
増築・改築・移転 ・耐震改修	利用戸数が小学校学区、大字単位等の規模のもの	260万円
	上記以外のもの	100万円
修繕・模様替え・ 上下水道接続	利用戸数が小学校学区、大字単位等の規模のもの	160万円
	上記以外のもの	60万円
耐震診断・補強計 画作成		30万円

問い合わせ先：総合政策課協働推進係（電話 7 2 - 6 1 4 3）

3 地域づくり推進事業補助金について

地域活動に対する補助金をご活用ください。申請は事業の実施前に行う必要がありますので、活用を検討される場合は必ず事前に総合政策課までご相談ください。

○補助金名

新見市地域づくり推進事業補助金

○対象団体

活動拠点が市内にある次の団体（地域運営組織を除く）を対象とします。

- 地域住民が参画する組織で、規約などを定めて活動する団体
- 交流イベントなどを実施する団体、実行委員会などの任意組織

○対象事業

補助対象事業費が1事業あたり3万円以上の事業が対象です。複数事業をまとめて申請することも可能ですが、同一団体からの申請は年度内に1回限りです。

※コミュニティビジネス事業は別途の申請が可能です。

補助対象となる事業	補助対象とならない事業
○地域や市の特色を活かした交流・活性化につながる事業	○他の補助金等を受ける事業
○市外からの移住希望者などを受け入れるための体制づくり事業	○宗教や政治活動を目的とする事業
○美しい景観の維持や里山の保全などの自然環境の保護につながる事業	○視察事業
○健康維持・増進につながる事業	○営利目的の事業（コミュニティビジネス事業を除く）
○地域の社会福祉につながる事業	○公序良俗に反する事業
○地域の歴史・文化の保存継承事業	○特定の人が利益を受ける事業（コミュニティビジネス事業を除く）
○農業の担い手確保につながる事業	○施設の整備・修繕事業
○コミュニティビジネス事業 など	○趣味のサークル団体などが行う発表会 など

○対象経費

事業実施に直接必要となる経費が対象です。詳しくはお問い合わせください。

○補助金額 対象経費の2/3以内（千円未満切り捨て）

○限度額 25万円（ただし、コミュニティビジネス事業は45万円）

問い合わせ先：総合政策課協働推進係（電話72-6143）

4 認可地縁団体について

行政地区・町内会などには法人格が与えられていなかったため、地域で維持管理する土地や建物（集会所）の登記は、代表者の個人名義や共有名義でしか登記が行えませんでした。そのため、代表者の変更や共有者の相続など、財産上の問題が地域での共同活動の妨げとなることがありましたが、地縁団体として市の認可を受ければ、認可地縁団体名義で不動産の登記等ができるようになりました。

これまでは、不動産の保有が認可の条件でしたが、不動産を保有せず、高齢者等への生活支援や地域の特産品開発などを行っている地縁による団体が増加していることから、認可の目的が「地域的な共同活動を円滑に行うこと」と改められ、不動産の保有有無に関わらず、認可地縁団体となることが可能になりました。

申請をお考えの場合は、事前に総合政策課へご相談ください。

問い合わせ先：総合政策課協働推進係（電話72-6143）

5 地域共生推進センター棟について

新見公立大学内地域共生推進センター棟を、会議、研修会、講演会等でご利用ください。

- 講堂（４００人収容が可能です。）
- 控室（講堂で催し物を行う際の控室等でご利用ください。）
- ＩＣＴ教室（電子黒板を使った小規模（３０人程度）の会議等が可能です。）
- 地域共生講義室（２０人、６０人、１２０人、２００人収容の部屋があります。）
- 地域共生研究室（小規模（２０人程度）の会議等が可能です。）
- ミーティングルーム（小規模（１５人程度）の会議等が可能です。）
- コミュニケーションカフェ（パンやパスタ等を販売する売店が隣接しています。）
- 談話室（最上階にあり市街地が一望できます。無料でご利用いただけます。）

○使用料

基本使用料（１室１時間あたり）

講堂		2,500円
控室		200円
ICT教室		500円
地域共生講義室	20人室	200円
	60人室	500円
	120人室	1,000円
	200人室	1,500円
地域共生研究室		200円
ミーティングルーム		200円

※施設の利用には事前の申込みが必要です。

加算使用料

入場料を徴収する場合	基本使用料の50%
営利目的で使用する場合	基本使用料の50%
開館時間外に使用する場合	基本使用料の100%
冷暖房を使用する場合	基本使用料の50%
新見市住民以外の方が使用する場合	基本使用料の50%

○利用申込先

新見公立大学地域共生推進センター（電話 72-0634）

○開館時間

10:00～18:00

○休館日

- 祝祭日、年末年始（12月28日～1月4日）
- 館内整理期間

地域共生推進センター1階にある売店では、焼きたてのパンやパスタ等を販売しており、どなたでもご利用いただけます。営業時間は9:00～21:00です（学生の授業がない期間は休業）。

問い合わせ先：新見公立大学地域共生推進センター（電話 72-0634）
総合政策課大学連携推進室（電話 72-6143）

6 新見市高等学校生徒通学費助成制度について

市内高校への通学定期券購入費に対し助成を行います。

- 目的 市内高等学校の存続と発展に資すること。
- 対象 新見市内の高等学校への公共交通機関通学定期券購入費。
- 助成額 通学定期券金額の2分の1の額。
ただし、鉄道を利用する場合は特急料金を除いた額。

問い合わせ先：総合政策課大学連携推進室（電話72-6143）

●移住・定住推進課

1 空き家情報の募集・空き家活用推進事業補助金について

本市へ移住したい方や市内で転居したい方などに空き家情報を提供する「空き家情報バンク」を運営しています。市内で、「売ってもよい・貸してもよい」という空き家の情報がありましたら、ご連絡ください。

また、空き家の利活用や移住・定住者の確保を目的として、移住・定住（希望）者に対して、次のとおり補助金を交付します。

項目	条件等
補助対象者	○定住するために転入する方又は転入後3年未満の方 ※条件により、移住希望者などへ空き家の賃貸などを行う空き家所有者も対象となることがあります。 ○市内在住者のうち、40歳以下の方、または中学校を卒業するまでの子を養育している方 ○申請時に空き家の購入、賃貸などが決定している方 ※3親等内の親族間で行う空き家の売買や賃貸などの取引を除く。 【対象者や交付の条件をすべて満たすことが必要】
補助の種類	①購入補助 空き家の購入に必要な費用の一部を補助 ②改修補助 空き家の改修に必要な費用の一部を補助 ※対象事業費が30万円以上で市内業者が改修工事を行うこと。 ③家財整理補助 空き家の家屋内に残された家財道具の処分に必要な費用の一部を補助 ※対象事業費が10万円以上で市内の専門業者が処分を行うこと。

※この他にも条件があります。詳しくはお問い合わせください。

その他、移住・定住や空き家の活用に関する相談を随時受け付けていますので、お気軽にご相談ください。

問い合わせ先：移住・定住推進課定住対策係（電話72-6114）

2 IJUターン就職奨励金について

市外に居住している方が本市に転入し、市内の事業所に就職する場合に、転居費用などを支援するための奨励金を交付します。

※住民票を異動していない大学生等であっても、市外の学校への在学及び市外へ居

住していたことが確認できる場合は、対象となりますのでご相談ください。

項目	条件等
補助対象者	○転入前に市外に1年以上居住し、かつ転入して1年未満の人 ○対象となる事業所に正社員として新たに雇用された人 ○雇用開始日から5年以上定住する意思を示した人
支給額	○交付対象者1世帯あたり 20万円（1回限り） ※同一世帯に交付対象者が複数いる場合、2人目以降1人につき10万円を加算（上限50万円）
申請手続	○雇用開始の日から3か月以内に、新見市I J Uターン就職奨励金交付申請書に次の書類を添付して申請してください 【添付書類】 ①戸籍の附票等I J Uターンしたことが確認できる書類 ②雇用証明書 ③誓約書 ④その他市長が必要と認める書類

問い合わせ先：移住・定住推進課定住対策係（電話72-6114）

3 ふるさと定住支援金支給事業について

学校などの卒業を機に、市内または通勤可能な市外の事業所などへ就業し、市内に定住する新規学卒者などに、ふるさと定住支援金を支給します。詳しくはお問い合わせください。

項目	条件等
補助対象者	○新見市に住所を有し、卒業(中退)の日から6か月以内に事業所等（自営業含む）に就業した新規学卒者等で、5年以上定住する意思を示した人 ○新見市I J Uターン就職奨励金・就農奨励金等の支給対象でない人 ○生活保護の被保護者でない人 ○転勤その他の理由により転出する予定のない人 ○暴力団関係者でない人
支給額	○一人あたり 10万円（1回限り）
支給方法	○地域共通商品券（5万円分）と現金（5万円）で支給します
申請手続	○雇用開始の日から3か月以内に、新見市ふるさと定住支援金支給申請書に次の書類を添付して申請してください 【添付書類】 ①卒業証明書または卒業証書等の写し（卒業の日がわかるもの） ②雇用証明書または雇用契約書など雇用開始日及び雇用が確認できる書類 ③誓約書 ④その他市長が必要と認める書類

問い合わせ先：移住・定住推進課定住対策係（電話72-6114）

●税務課

1 家屋の取壊しや土地の地目変更等の届出について

固定資産税は、土地・家屋・償却資産（事業用資産）を所有している個人や法人に、毎年1月1日現在の状況により課税されます。

家屋の取壊しや家屋の新築・増築、畑であった土地を駐車場に変更するなど、所有している土地・家屋の状況に変更があった場合には、税務課へ届け出てください。届出書は、税務課のほか、各支局や市民センターにもあります。

届け出が遅れると、一度に多くの固定資産税を納めることになったり、納めすぎた税金の還付が遅れたりすることがありますので、ご注意ください。

問い合わせ先：税務課資産税係（電話72-6117）

2 市税の口座振替について

電気・電話料金と同様に、市税も下記の取扱金融機関の口座から振替納税できます。窓口で納める手間が省けて納付忘れもありませんので、ぜひお申し込みください。

○取扱金融機関

備北信用金庫、中国銀行、トマト銀行、山陰合同銀行、ゆうちょ銀行（郵便局）
晴れの国岡山農業協同組合

○申込手続等

預金口座のある上記の取扱金融機関でお申し込みください。申込手続には、納税通知書、預金通帳、通帳届出印が必要です。なお、口座振替日は納期限の日になります。

問い合わせ先：税務課収税係（電話72-6116）

3 納税等に係る公平性の確保について

市税、介護保険料、保育料、上下水道料金などに滞納があった場合、新見市納税等に係る公平性の確保に関する条例に基づき、新見市空き家活用推進事業補助金、林内作業道開設事業補助金、新見市特殊詐欺等被害防止対策機器設置補助金などの行政サービスが受けられない場合があります。

これは市税などの納付に対する意識の高揚と公平性の確保を図ることを目的としたものです。

市税などは、必ず納期限までにお支払いください。

問い合わせ先：税務課収税係（電話72-6116）

●情報政策課

1 告知放送機器の修理などについて

告知放送機器の不調、インターネット・IP電話の障害は、情報政策課又は下記のサポートセンターで受け付けています。随時お問い合わせください。

また、告知放送機器の新規設置、リフォームなどに伴う移設・撤去については、工事に日数を要する場合がありますので、お早めにお問い合わせください。

○連絡先 ソフトバンク光シティサポートセンター

○電話番号 0120-964-761 (フリーダイヤル)

○受付時間 10:00~18:00 (年中無休)

問い合わせ先：情報政策課情報管理係 (電話72-3154)

2 ページング放送の利用申請について

総代の方は、自宅電話・携帯電話から告知放送機器を通じて、地区内のご家庭へ連絡事項を一斉放送できる「ページング放送」が利用できます。

新たに利用を希望される方は、お問い合わせください。

問い合わせ先：情報政策課情報管理係 (電話72-3154)

3 行政手続における押印義務の廃止について

市へ提出していただく書面のうち、これまで押印を求めていた書面の93%について、押印義務を廃止しました。

書面により、「記名でよいもの」と「署名(自署)が必要なもの」があります。詳しくは、市ホームページでご確認ください。

※可能なものから、オンラインでの手続きが行えるよう取り組んでいきます。

※引き続き、押印を求める書面は、印鑑登録証明書の添付とともに、印影との照合を必要とするものなどです。

問い合わせ先：情報政策課デジタル推進係 (電話72-3154)

福祉部

●市民課

1 マイナンバーカードの出張申請支援について

マイナンバーカードは、本人確認の際の公的な身分証明書となるもので、健康保険証としても利用できます。

5月から、マイナンバーカードの作成を希望する方を対象に、公民館や集会所などに職員が出張して申請支援を行います。各種団体の会議や地域の集まりなどありましたら、お気軽にご利用ください。

なお、下記のとおり、要件がありますのでご注意ください。

実施期間	要件	申込方法
令和4年5月から 令和5年2月まで	●本市に住民登録がある ●交付申請希望者が5名以上	代表者の方が市民課市民係にご連絡ください。 日程等詳細を調整します。

問い合わせ先：市民課市民係（電話72-6121）

2 マイナンバーカードを利用した証明書のコンビニ交付サービスについて

令和4年6月1日から、マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストア等で、住民票の写しや印鑑登録証明書を受け取ることができます。

利用できる時間帯	午前6時30分から午後11時まで ※店舗の営業時間内。年末年始及びシステムメンテナンス時を除く。
利用できる店舗	セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、イオン、マルナカなどマルチコピー機設置店 (全国約55,000店舗)
利用できる方	新見市に住民登録があり、利用者証明用電子証明書付きのマイナンバーカードをお持ちの方 ※コンビニ交付サービスでは、利用時に、申請者本人であることを証明するために、利用者証明用電子証明書の暗証番号（数字4ケタ）の入力を行います。
取得できる証明書	●住民票の写し 300円 ●印鑑登録証明書 300円

問い合わせ先：市民課市民係（電話72-6121）

3 国保・後期高齢者人間ドックについて

本市に住所を有する40歳以上の国民健康保険被保険者及び後期高齢者医療制度の被保険者を対象とした人間ドックの費用助成をしています。

人間ドック費用の7割の助成があり、少ない自己負担額で全身の健康状態をしっかりチェックできます。自身の健康管理にお役立てください。

○対象者 申込日及び受診日に、国民健康保険被保険者又は後期高齢者医療制度の被保険者である者、かつ受診日において国民健康保険税の滞納

がない世帯の方又は後期高齢者医療保険料の滞納がない方

- 申込先 新見市指定の人間ドック医療機関に直接申込み
- 申込期間 4月1日から5月31日まで
- 実施期間 6月1日から翌年1月31日まで

※倉敷平成病院の費用助成は国保人間ドックのみです。

問い合わせ先：市民課国保年金係（電話72-6123）

4 国保20歳～49歳の健康診査・特定健康診査無料化について

新見市国民健康保険被保険者で、20歳から49歳（令和5年3月31日現在の年齢）の方を対象に、若い世代の健診を受ける習慣づくりや健康意識の向上を目的として、自己負担額を無料にしています。

自身の健康状態を確認すると共に、生活習慣病の早期発見、早期治療により重症化を予防し、健康な体を維持するためにもぜひご利用ください。

問い合わせ先：市民課国保年金係（電話72-6123）

●環境課

1 各種補助金について

各種補助金などをご活用ください。詳しい内容はお問い合わせください。

補助金等名	対象経費	補助金等の額	申請時期
ごみ減量化協力団体報奨金		一般家庭から出る資源物（古新聞、アルミ缶など）をPTA、町内会などが回収した場合に1kg当たり5円	事後 実施日の属する年度の3月31日までに申請
環境衛生施設等整備事業補助金	行政地区などが使用する薬剤散布用動力噴霧器（1万円以上）の購入費	対象経費に3/10を乗じた額	事後 購入日から90日以内か当該年度の3月31日のいずれか早い日までに申請
	行政地区などが概ね10世帯以上で整備するごみ箱の設置・修理費	対象経費に1/2を乗じた額（上限5万円）	事前に相談を要する 購入日から90日以内か当該年度の3月31日のいずれか早い日までに申請
住まいの脱炭素促進事業補助金	住宅用太陽光発電システム設置費（自家消費）	出力1kW当たり2万5千円（上限10万円<市内業者に限る> ※同時に住宅用蓄電池、V2Hを設置の場合1kW当たり2万5千円	事後 工事完了の日から90日以内か当該年度の3月31日のいずれか早い日までに申請

		の上乗せ	
	住宅用蓄電池、V2H充放電設備設置費	対象経費に1/10を乗じた額（上限15万円） ＜市内業者に限る＞	
	電気自動車用普通充電器設置費	対象経費に1/5を乗じた額（上限5万円） ＜市内業者に限る＞	
火災残さ処理費補助金	火災残さの取壊し及び処分に要する経費	対象経費に1/3を乗じた額（上限20万円）	事後 被災後3ヶ月以内に申請

問い合わせ先：環境課環境政策係（電話72-6124）
環境課衛生係（電話72-6124）

●交通対策課

1 各種補助金について

各種補助金などをご活用ください。詳しい内容はお問い合わせください。

補助金等名	対象経費	補助金等の額	申請時期
防犯灯設置事業補助金	行政地区などが行う防犯灯の設置費	●LED型防犯灯1灯（上限1万5千円） ●上記以外の防犯灯1灯（上限1万円）	事前
新見市特殊詐欺等被害防止対策機器設置補助金	市内に住所を有し、居住している65歳以上の方を対象に、指定した防犯機能を備えた電話機の購入・設置費用の一部を補助	対象経費に1/2を乗じた額（上限5千円）	事後 購入後1ヶ月以内または、当該年度の3月31日のいずれか早い日までに申請 <u>※対象にならない電話機もあるため、事前に確認してください。</u>
自動車急発進防止装置整備費補助金	市内に住所を有し、居住している65歳以上の方を対象に、自動車急発進防止装置の購入・設置費用の一部を補助	対象経費に2/3を乗じた額（上限10万円）	事前

問い合わせ先：交通対策課生活安全交通係（電話72-6122）

2 交通事故相談について

交通事故に関するいろいろな悩み事について、専門の相談員が相談に応じます。

相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

○開設日時・場所

毎月第2金曜日 10:00から15:00まで

市役所ふれあい会館2階会議室

問い合わせ先：交通対策課生活安全交通係（電話72-6122）

3 消費生活相談について

メールやハガキなどによる架空請求や、頼んだ覚えのない商品を送りつけられ多額の費用を請求されるなど、各種消費者トラブルについて、専門の相談員が相談に応じます。

相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

○開設日時・場所

毎月第1木曜日 10:30から15:00まで

市役所ふれあい会館2階会議室

問い合わせ先：交通対策課生活安全交通係（電話72-6122）

●福祉課

1 緊急通報事業の利用申請について

緊急通報事業の利用登録をされた方は、急病などの緊急時に告知放送機器の赤色の通知ボタンを押せば、あらかじめ指定された協力員へ音声放送とメール送信で緊急事態を知らせることができます。利用を希望される方は福祉課または各支局にある申請書に記入して、協力員となる方の承諾書とともに提出してください。

○利用対象者

- 65歳以上の高齢者
- 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の所持者

○協力員

協力員は、緊急を知らせた時に対応いただく近隣住民などのボランティアです。緊急通報が入ったときは、発信者の状況を確認してください。

問い合わせ先：福祉課社会福祉係（電話72-6126）

2 敬老会補助金について

敬老会を開催される場合、今年度中に75歳以上となる方に、1人当たり1,500円の補助金を交付します。ただし、記念品を配付するのみの場合や地域運営組織が設立された地域は対象外となります。

なお、昨年度（隔年実施の場合は令和2年度）までに敬老事業を実施された団体の代表者には、補助金交付申請書類を4月下旬に送付します。

地域全体で高齢者をあたたかく支えるまちづくりを推進するためご活用ください。

問い合わせ先：福祉課社会福祉係（電話72-6126）

3 避難行動要支援者の台帳登録について

災害時に自力避難が困難な方を把握し、災害発生時の避難支援活動や安否確認に役

立てるため、避難行動要支援者の台帳を整備しています。

この台帳には、対象者の氏名、住所、生年月日、電話番号のほか、緊急時の連絡先や避難支援者、避難場所などを登録しています。

登録された情報は、市役所内の関係各課、民生委員、社会福祉協議会、消防署、警察署、自主防災組織などに必要に応じて提供します。

対象者の方でまだ登録をされていない場合は、登録をお願いします。

また、内容に変更が生じた際にはご連絡ください。

○対象者

次の要件のいずれかに該当する市内に居住する在宅の方です。

- 要介護認定3～5を受けている方
- 身体障害者手帳1・2級の第1種を所持する身体障害者（心臓、じん臓機能障害のみで該当する方は除く）の方
- 療育手帳Aを所持する方
- 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する単身世帯の方
- 県、市の生活支援を受けている難病患者の方
- 自主防災組織等が支援の必要性を認めた方

問い合わせ先：福祉課社会福祉係（電話72-6126）

4 民生委員・児童委員の活動について

民生委員・児童委員は、地域の身近な相談相手として、様々な相談に応じ、必要な支援やサービスへつなげるために、関係機関との「パイプ役」として活動しています。また、子どもや高齢者など地域の見守りや訪問活動を行い、地域の把握に努めています。民生委員・児童委員のうち、子どもに関することは主任児童委員が主に担当しています。

高齢者や障害をお持ちの方で支援が必要なとき、子育てや介護での心配や不安、生活に困窮しているなど困ったことがあるときは、お住まいの地域の民生委員・児童委員、主任児童委員へご相談ください。また、地域の民生委員・児童委員、主任児童委員についてなど、ご不明な点はお問い合わせください。

なお、地域の独居高齢者・高齢者世帯の把握のため、毎年世帯の状況調査を行っていますのでご協力をよろしくお願いします。

問い合わせ先：福祉課生活支援係（電話72-6126）

5 生活にお困りの方の相談について（生活困窮者自立支援制度）

生活や仕事に関することで困り事や不安を抱えている方の自立を支えるために、社会福祉協議会内にある新見市生活相談支援センターでは次の相談支援をしています。

○自立相談支援事業

相談者の困り事や不安を聞き、相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して、生活の安定に向けた継続的な相談支援を行います。

○家計改善支援事業

家計（お金の使い方）に関する相談に応じ、相談者が適切な家計管理ができるように助言や支援を行います。

○住居確保給付金の支給

離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方には、就職に向けた活

動をすることなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。(社会福祉協議会へ相談したのち福祉課へ申請となります。)

※一定の資産収入などに関する条件を満たしている方が対象です。

○新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

新型コロナウイルス感染症の影響で生活に困窮する世帯で、社会福祉協議会の総合支援金の再貸付が終了するなど特例貸付を利用できない世帯に対して、就労による自立を図るため支援金を支給するものです。

※一定の資産収入などに関する条件を満たしている方が対象です。

申請期限は、令和4年6月30日です。

問い合わせ先：福祉課生活支援係（電話72-6126）

社会福祉協議会（電話72-7306）

●健康医療課

1 新型コロナウイルスワクチン接種について

ワクチン接種に関する相談や予約方法などは下記のコールセンターへご相談ください。

※受付時間：平日の8時30分から17時30分まで

電話番号：0120-860-370（フリーダイヤル）

問い合わせ先：健康医療課コロナ対策係（電話72-6129）

2 愛育委員の活動について

愛育委員は、乳児から高齢者まで生涯にわたる市民の健康づくりをお手伝いするため、行政や地域の団体などと連携を図りながら活動しています。

今年度は、6月から8月に総合検診の受診勧奨、8月から9月に女性のがん検診の受診勧奨をします。

問い合わせ先：健康医療課親子保健係（電話72-6129）

3 健康づくりガイドブックの配布について

成人検診の日程や料金等の詳細、成人・高齢者の予防接種、おでかけ健康教室などの情報を盛り込んだ冊子となります。

市報にいみ5月号と併せて配布をお願いします。

問い合わせ先：健康医療課健康づくり係（電話72-6129）

4 総合検診の受診について

総合検診には「健康診査」と「がん検診」があり、受診方法は各地区で行う「集団検診」と市内の各医療機関で行う「個別検診」があります。

健康診査を受診する際は、受診券と健康保険証が必要です（がん検診のみを受診する場合は不要）。

日程など詳しくは、「健康づくりガイドブック」をご覧ください。

問い合わせ先：健康医療課健康づくり係（電話72-6129）

5 PCR検査費用の助成について

新型コロナウイルスの感染拡大の防止を図るとともに、市民の皆さんの不安を払拭するため、医療機関において自費でPCR検査（医療保険対象外）を受けた方に対し、PCR検査費用を助成します。

- 助成額 検査費用の2/3以内（上限2万円）
- 助成回数 1人4回まで
- 助成期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
※簡易のPCR検査・抗原検査は助成の対象となりません。

問い合わせ先：健康医療課健康づくり係（電話72-6129）

6 にいみ24時間安全安心相談ダイヤルについて

急な病気や自身の健康、家族の介護などについて、24時間いつでも、どこにいても、医師、看護師、保健師などの専門スタッフに無料で電話相談できます。携帯電話に電話番号を登録し、旅先の急病時などにもご利用ください。

※電話番号 0120-337-089（無料）

問い合わせ先：健康医療課地域医療係（電話72-6130）

●子育て支援課

1 子育て支援について

各種子育て支援事業を実施していますので、ご利用ください。

○子育て広場

0歳児から小学校就学前までの子どもとその保護者が、無料で利用できる子育て広場を開設しています。保育士や他の親子と交流して自由に遊んだり、行事への参加や育児の相談もできますので、お気軽にお越しください。

名称	開設日時	場所	電話
にいみ子育てカレッジ 交流ひろば「にこたん」	火曜から土曜 10:00～16:00	新見公立大学内	72- 0634
大佐子育て広場	火・木曜 9:00～16:00	大佐子育て広場	98- 2572
ももっこ広場しんごう	火・金曜 9:00～16:00	神郷保健センター内	92- 6111
哲多子育て広場	月曜から金曜 9:00～16:00 ※水・金曜は保育士不在	哲多総合センター内	96- 2010
哲西子育て広場	月・水・金曜 10:00～15:00 毎月1回土曜 10:00～12:00	きらめき広場・哲西内	94- 2143

※祝日・年末年始は休み

問い合わせ先：子育て支援課子育て支援係（電話72-6115）

2 ファミリー・サポート・センターについて

育児の援助を受けたい方（依頼会員）と、育児を援助する保育サポーター（提供会員）が、有償で助け合うファミリー・サポート・センターをにいみ子育てカレッジ内に開設しています。

残業や休日出勤、急用や病気などの時にご利用ください。なお、依頼会員・提供会員ともに会員登録（無料）が必要です。

依頼会員（育児の援助を受けたい人）

新見市内に住所があり、生後6か月から小学生までの子どもを養育している人

○援助の内容

- 保育所、幼稚園、認定こども園などへの送迎
- 保育所、幼稚園、認定こども園、小学校の終了後や休みのときの保育
- 学校行事や冠婚葬祭に出かけるときの保育
- 産前・産後で手助けが欲しいときの保育
- 子育てを手伝って欲しいとき など

○利用料金

活動日	活動時間 (預ける時間)	利用料金基準額 (1時間あたり)	備考
月曜から金曜の 平日	7:00～19:00	700円	料金は、依頼会員が 提供会員にその都度、 直接支払います。
	上記以外	800円	
土・日曜、祝日	終日	800円	

※依頼会員の子ども1人につき、1時間あたり500円の利用助成金があります。ただし、依頼会員の子ども1人につき、1月当たり40時間が助成の上限です。

問い合わせ先：にいみ子育てカレッジ（電話72-0634）
子育て支援課子育て支援係（電話72-6115）

3 家庭児童相談について

全ての子ども（0歳～18歳）とその家庭および妊産婦を対象に、子どもに関するさまざまな相談に対して、専門的・継続的に相談・支援を行う「子ども家庭総合支援拠点」を子育て支援課内に設置しています。

専門の相談員が、お話をうかがい、必要に応じて関係機関と連携し、それぞれの家庭にあったサポートを行います。

問い合わせ先：子ども家庭総合支援拠点（子育て支援課内・電話72-6115）

産業部

●農業畜産振興課

1 お困りの農地について

農家の高齢化や後継者不足などにより遊休農地が増えることを防ぐため、担い手に農地を集積することで農地の有効利用や農業経営の効率化を図る「農地中間管理事業（都市計画区域を除く）」などの支援制度をご紹介し、地区の農業委員、農地利用最適化推進委員と連携を取りながら利用権設定などの手続をお手伝いします。

「農地を所有しているが高齢で農作業ができなくなった」、「農地を相続したが農業をする予定がない」などの悩みをお持ちの方は、ご相談ください。

併せて、新たな農地の借り受けを希望される方についてもご相談ください。

○農地を預ける場合の条件（所有者）

耕作可能な農地であること。

○農地を借りる場合の条件（耕作者）

●農業経営の規模拡大を希望される方

●新たに農業を始めたい方

●利用権設定期間中、誠実に営農される方

問い合わせ先：農業畜産振興課農業畜産係（電話 72-6133）

農業委員会事務局（電話 72-6106）

2 親元就農助成金制度について

本市に定着する新規就農者の積極的な確保に取り組み、深刻な担い手不足の解消と産地の維持・拡大につなげることを目的として、国や岡山県が主催する社会人就農研修等の研修費や交通費に対する支援を行っています。

この制度は、親元へ就農し規模拡大を図るUターン者等が対象です。

問い合わせ先：農業畜産振興課農業畜産係（電話 72-6133）

3 鳥獣被害対策事業について

有害鳥獣から農作物を守るため、次の事業を実施しています。

○有害鳥獣被害対策実施隊の配置

各地域に実施隊員を配置し、有害鳥獣の駆除活動のほか、被害防止対策の啓発・相談など、鳥獣被害の防止のための活動を行っています。

○有害鳥獣防護柵設置に対する補助

電気柵やトタンなどの有害鳥獣防護柵設置経費の半額（上限あり）を補助します。

なお、申請前に事業着手された場合は、補助金が交付できませんので、必ず事前にご相談ください。

○有害鳥獣追払い用花火の配付について

農作物鳥獣被害軽減のため、動物追払い用花火を配付しています。対象者は、煙火消費保安手帳を所持し、市内に農地を所有している市在住の農家の方です。

問い合わせ先：農業畜産振興課鳥獣対策係（電話 72-6133）

4 日本型直接支払交付金事業について

農業の多面的機能（自然環境・景観の保全など）の維持・発揮のための地域共同活動に対して支援を行います。次の交付金をご利用ください。

○多面的機能支払交付金

水路・農道・法面など、農業を支える共用の設備を維持管理するための地域共同作業（法面の草刈り、水路の泥上げなど）に対する交付金です。

○中山間地域等直接支払交付金

傾斜の大きな農用地を維持・管理していくための活動などを行う場合、面積に応じて支払われる交付金です。

問い合わせ先：農業畜産振興課鳥獣対策係（電話 7 2 - 6 1 3 3）

●林業振興課

1 新見産材使用住宅の建築に対する補助金について

新見産材を使用した木造住宅の建築工事をされる際に補助金を交付します。

○新築の場合 … 50万円

○増築・改築の場合 … 新見産材 1㎡あたり 2万5千円（上限 30万円）

なお、申請前に事業着手された場合は、補助金が交付できませんので、必ず事前にご相談ください。

問い合わせ先：林業振興課林業振興係（電話 7 2 - 6 1 3 4）

●商工観光課

1 就職支援事業について

市外居住者の市内事業所などへの就職や定着を促進するため、次の事業を実施しています。親族や知人の方などに、ぜひご紹介ください。

○就職相談窓口の設置

市内への就職をお考えの方や、将来、働き先があれば新見市に戻りたいと考えている方などを対象に、就職相談に応じる相談窓口を設置しています。

○資格取得費支援補助金

市内事業所に対して、業務上必要となる資格を取得するために負担した費用を助成します。

問い合わせ先：商工観光課商工労政係（電話 7 2 - 6 1 3 7）

建設部

●建設課

1 道路愛護会について

地域の方々が道路愛護会を結成して道路の維持保全のために活動し、その活動を市に報告いただいた場合は、下記のとおり報償金を支給します。

○道路愛護会の主な活動

草刈り・側溝清掃などの環境美化活動、維持補修、崩壊箇所の報告、緊急時（災害発生時等）の応急措置など

○報償金額（草刈り・側溝清掃などの環境美化活動を行った場合に限り支給）

●実施延長100m当たり1,000円（ただし年2回まで）

●ボランティア保険料（1人当たり年間350円を上限）

○報告方法

市が定めた実施報告書に、位置図、作業写真（路線ごとに作業前・中・後の計3枚程度）を添付して、活動後2週間以内に提出してください。

なお、作業を行うときにボランティア保険に加入したときは、加入した保険の内容を確認できる書類を併せて添付してください。

○注意点

年2回作業する場合は、必ず1回作業するごとに報告してください。作業実施後、時間が経過すると、実施の確認が困難となり、報償金を支給できない場合があります。

問い合わせ先：建設課維持管理係（電話72-6131）

●都市整備課

1 木造住宅耐震化の支援について

昭和56年5月31日以前に建てられた2階建てまでの住宅の耐震診断、補強計画作成、耐震改修工事に係る費用の一部を補助します。

今後、住宅の改修などを計画される場合にご活用ください。

なお、申請前に事業着手された場合は、補助金が受けられないので、必ず事前にご相談ください。

○木造住宅の耐震診断または補強計画作成に対する補助金

●延べ床面積200㎡以下の住宅の場合

耐震診断、補強計画作成それぞれに係る費用71,200円のうち60,000円を補助しますので、実質の個人負担が11,200円となります。

●延べ床面積200㎡超～300㎡以下の住宅の場合

耐震診断、補強計画作成それぞれに係る費用80,300円のうち68,000円を補助しますので、実質の個人負担が12,300円となります。

※最初に耐震診断を実施し、耐震補強が必要な場合に補強計画作成を行うこととなります。

※耐震診断・補強計画作成は、一般社団法人岡山県建築士事務所協会に委託し、岡山県知事の登録を受けた木造住宅耐震診断員が行います。

○木造住宅の耐震改修工事に対する補助金

耐震改修に係る費用の1/2以内で50万円を上限として補助します。

【例1】：耐震化工事費150万円の場合、補助額は50万円となります。

【例2】：耐震化工事費80万円の場合、補助額は40万円となります。

※事前に住宅の耐震診断を受け、補強計画を作成する必要があります。

※耐震改修工事を行った場合には、さらに税の優遇措置を受けられる場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ先：都市整備課建築係（電話72-6118）

2 危険な空家の解体・撤去の支援について

生活環境を保全し、安全で安心なまちづくりの推進を図るため、老朽化した危険な空家の解体・撤去等に係る費用の一部を補助します。

なお、申請前に事業着手された場合は、補助金が受けられないので、必ず事前にご相談ください。

○補助対象となる空家（以下のすべてに該当すること）

●市内にある空家

●特定空家、または特定空家となるおそれのある空家

※特定空家とは、以下の状態にあると認められる空家等をいいます。

- ・そのまま放置すれば倒壊など著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ・著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ・適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- ・その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

○補助対象事業

補助対象空家について、市内施工業者が施工する工事等で次のいずれかに該当する事業。

●除却（解体・撤去等）工事を行うもの

●除却工事及び附帯工事（門扉、塀、立木等の撤去）を行うもの

●応急措置（地域の住民等に危害を及ぼす等の危険な状態を回避するために必要な措置）を行うもの

○補助金額

●除却工事等については、対象経費の1/3以内で上限50万円（ただし、5年以内に応急措置に係る補助金の交付を受けている場合は、その金額を除く）

●応急措置については、対象経費の10/10以内で上限50万円

※詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ先：都市整備課建築係（電話72-6118）

●上水道課

1 消火栓の使用について

自治会・消防団などの消火訓練において、水道を水利とした消火栓を使用する場合は、届出が必要です。事前に上水道課へ「消火栓使用願」の提出をお願いします。

届出をしないで消火栓を使用した場合、水道水の濁りや水圧低下など、原因調査に

時間を要し、多くの方々にご迷惑をおかけする恐れがありますので、ご協力をお願いします。

お問い合わせ先：上水道課管理係（電話 7 2 - 8 9 7 1）

2 漏水の修理について

給水管の老朽化などが原因で、水道メーターから宅内側での水道管が漏水したときは、市指定給水装置工事事業者へ修理を依頼してください。水道メーターから宅内側での漏水は、宅内の全ての水栓を閉めていても、水道メーターのパイロット（銀色のコマ）が回転する状態です。なお、修理費用は、利用者の負担となります。

また、その他の漏水は、上水道課または各支局にご連絡ください。

お問い合わせ先：上水道課管理係（新見・神郷管内 電話 7 2 - 8 9 7 1）

大佐支局地域振興課産業建設係（大佐管内 電話 9 8 - 2 1 1 2）

哲多支局地域振興課産業建設係（哲多管内 電話 9 6 - 2 1 1 2）

哲西支局地域振興課産業建設係（哲西管内 電話 9 4 - 2 1 1 2）

●下水道課

1 下水道への接続について

汚水適正処理構想により、公共下水道事業、農業集落排水事業などの地域に応じた集合処理事業に取り組んでいます。また、集合処理計画区域以外の地域では、合併処理浄化槽の設置を進めています。

昨年度末で、約 9, 1 0 0 世帯のご家庭が水洗トイレへの改造や宅内排水設備の工事を行って下水道や浄化槽への接続を済まされ、家庭内の雑排水の処理に利用されています。

まだ下水道に接続されていないご家庭は、衛生的な環境をつくるため、また、河川の水質を保全するためにも、一日も早く接続いただきますようお願いいたします。

問い合わせ先：下水道課管理係（新見・神郷・哲多管内 電話 7 2 - 6 1 3 8）

大佐支局地域振興課産業建設係（大佐管内 電話 9 8 - 2 1 1 3）

哲西支局地域振興課産業建設係（哲西管内 電話 9 4 - 2 1 1 3）

2 長期不在者について

施設などへの入所により、住民基本台帳に記載された住所で生活していない長期不在者について、届出により認定された場合は、算定の人数から減員することができます。詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ先：下水道課管理係（新見・神郷・哲多管内 電話 7 2 - 6 1 3 8）

大佐支局地域振興課産業建設係（大佐管内 電話 9 8 - 2 1 1 3）

哲西支局地域振興課産業建設係（哲西管内 電話 9 4 - 2 1 1 3）

教育部

●生涯学習課

1 学校支援ボランティアについて

「地域の子どもは地域で育てる」ことを目的に、地域の皆さんに子どもたちの学習補助や登下校の見守りなどをする「学校支援ボランティア」をお願いしています。

地域学校協働活動のより一層の充実のため、地域の皆さんの積極的なご協力をお願いします。詳しくは、各学校へお問い合わせください。

問い合わせ先：生涯学習課生涯学習係（電話72-6147）

2 新見ふるさと発見のびのび体験事業について

市内の自然や産業、文化、歴史等を活かした様々な体験を通して、子ども達のふるさと学習を進めるため、学校や市内各地での体験活動を行う予定です。

地域の皆さんにボランティアスタッフとしてご参加いただき、子ども達の体験活動がより充実したものとなるよう、ご協力をお願いします。

問い合わせ先：生涯学習課生涯学習係（電話72-6147）

3 新見文化交流館の指定管理化について

新見文化交流館は、4月から株式会社吉備ケーブルテレビが指定管理者となり管理・運営及び企画事業を行います。ホール等の予約は吉備ケーブルテレビ（72-6200）に直接お申し込みください。

問い合わせ先：生涯学習課文化スポーツ係（電話72-6148）

4 新見美術館の展覧会について

新見美術館（電話72-7851）では、下記の展覧会を開催しますので、ご鑑賞ください。詳しい内容は、随時、市報にのみなどでお知らせします。

開催期間	内容
4月13日（水）から 7月10日（日）まで	シナモロールデビュー20周年記念 ふわふわシナモロール展
7月16日（土）から 9月4日（日）まで	紙の魔術師 太田隆司ペーパーアート展
9月10日（土）から 11月6日（日）まで	大正の夢 銘仙ものがたり 桐生正子コレクション
11月11日（金）から 1月29日（日）まで	現代日本画の煌めき
2月4日（土）から 4月9日（日）まで	備前焼 人間国宝 伊勢崎淳展

問い合わせ先：生涯学習課文化スポーツ係（電話72-6148）

5 各種スポーツ大会の開催予定について

下記の予定で新見市を会場に各種スポーツ大会が開催されます。詳しい内容は、

随時、市報にいみなどでお知らせします。

開催期間	内 容
8月 7日（日）	四県四郡市総合体育大会
10月 9日（日）	新見市民スポーツ祭
9月30日（金）から 10月 2日（日）まで	日本女子ソフトボールリーグ（サファイアセクション）
11月20日（日）	新見市駅伝競走大会
1月 3日（火）	新春ロードレース大会

問い合わせ先：生涯学習課文化スポーツ係（電話72-6148）

消防本部

●総務課

1 消火栓用消火器具の整備に対する補助金について

自衛消防組織体等が消火栓用消火器具を購入する場合、下記の補助金をご活用ください。なお、事前に申請が必要となりますので、必ず購入前にご相談ください。

○補助金名

消防施設及び器具整備費補助金

○補助金額

購入費の1/2以内の額（1消火栓につき下記の限度額。ホースの数は1消火栓につき3本以内、他の器具はそれぞれ1本（個）とする。）

消火栓用 消火器具	内径呼称65mm の限度額	内径呼称50mm の限度額	内径呼称40mm の限度額	備考
ホース	13,500円	10,500円	7,500円	1本につき
スタンドパイプ	4,500円	3,500円	3,500円	
筒先（ノズル）	4,000円	3,000円	2,000円	
開閉キー	1,500円	1,500円	1,500円	
器具格納箱	9,000円	9,000円	9,000円	
減圧アダプター	7,000円	6,000円		

問い合わせ先：消防本部総務課消防団係（電話72-2813）

2 消防団員の募集について

○消防団員

消防団員の処遇改善、装備品の充実、施設整備などにより消防団への入団促進を図っています。地域防災の要である消防団の充実強化のために、男女を問わず新規入団をお願いします。

なお、消防団員の処遇については、年報酬、出勤報酬、費用弁償、退職報償金、公務災害補償などがあり、安全靴、耐切創手袋、活動服などが貸与されます。

○一般機能別団員

一般機能別団員とは、昼間の火災発生時の初期消火活動や、消防団が行う式典でのラッパ隊などを主な任務とする団員です。元消防団員、または元消防職員で、60歳から70歳までの間で、最長4年11箇月の任期となります。

なお、消防団員とは一部異なりますが、年報酬、公務災害補償などがあり、活動服などが貸与されます。詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ先：消防本部総務課消防団係（電話72-2813）

●予防課

1 住宅用火災警報器の設置について

全ての住宅（共同住宅を含む）には煙を感知し、火災を知らせる住宅用火災警報器

の設置が義務付けられています。

見た目には異常がなくても、内部のセンサーや部品の消耗・劣化により、本体の寿命は10年とされています。電池の寿命も、おおむね10年ですので、設置から10年経過を目安に、本体の交換をお願いします。

また、住宅用火災警報器が適切に作動するか、ボタンを押したり、ひもを引くなどして定期的に点検しましょう。

なお、住宅用火災警報器の訪問調査を順次行っていますので、ご協力をお願いします。

※消防署は住宅用火災警報器や消火器の販売は行っていません。

問い合わせ先：消防本部予防課（電話72-2119）

2 消毒用アルコールの取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の影響により、消毒用アルコールを使用する機会が増えています。

消毒用アルコールを使用するときは、次のことに注意してください。

○火気の近くでは使用しない。

○詰め替えを行う場所では換気をする。

○直射日光が当たる場所での保管は避ける。

取扱いを誤ると火災を引き起こすおそれがあるため、安全に取り扱ってください。

問い合わせ先：消防本部予防課（電話72-2119）

●警防課

1 火災・救急について

昨年の火災件数は17件で、その内訳は建物火災7件、林野火災3件、その他の火災7件です。今年は、1月から3月末までに2件の火災が発生しています。

不注意による火災も発生していますので、たき火などを行う場合は、消防署に事前に連絡を行うとともに水バケツなどを用意して、火が消えたことを確認するまでは、その場を離れない・乾燥時及び強風時には行わないなど、火の取り扱いにはご注意ください。

また、家庭ごみを野外で焼却することは、法律で禁止されており、火災の原因となることもありますので、絶対に行わないでください。

次に、昨年の救急件数は1,523件で、種別ごとに多いものは、急病が892件、転院搬送が281件、一般負傷が229件となっています。

救急車は、病気やケガなどで緊急に病院へ傷病者を搬送するためのものです。救急車が本当に必要な方のために、今後も引き続き救急車の適正利用にご理解とご協力をよろしくをお願いします。

問い合わせ先：消防本部警防課（電話72-8119）

2 救急講習について

市民の方を対象に救急講習を行っています。昨年は、AEDや胸骨圧迫を学ぶ一般

講習を1,044人、心肺蘇生法やAED、止血法などを学ぶ普通救命講習を348人、普通救命講習と小児・乳児の心肺蘇生、応急手当、搬送方法などを学ぶ上級救命講習を15人が受講しました。

今年度も随時講習を開催しますが、1回の受講者数を10名以上とさせていただきます。なお、少人数の場合は年2回開催予定の公募型普通救命講習への参加をお願いします。公募型の普通救命講習については、6月下旬、10月下旬の開催を予定しています。また、普通救命講習を受講された方には、さらに幅広い応急手当を学んでいただくための上級救命講習も開催する予定ですので、多くの方の受講をお願いします。

問い合わせ先：新見市消防署（電話72-2810）

3 警防調査について

新見市消防署では、地理・水利などの調査・点検を目的として、消防車および救急車を使用して警防調査を実施しています。この調査の際には、赤色灯を点灯していませんので、緊急対応とお間違えのないようお願いします。

問い合わせ先：新見市消防署（電話72-2810）